



# 東光監査法人

## TOKOニュースレター

Vol. 24/2012年10月号

発行日：2012年10月24日

実りの秋の到来で、豊富で美味しい食材が店頭に並んでおります。我々も、1月から活動してきてその実りが徐々に発現してくる時期だと思います。その内容が良くても悪くても、なにかしらの意味がある実りでしょう。

### I. 最新情報（2012年9月1日～2012年9月30日）

#### 1. 一般会計（会計制度委員会）

該当事項なし

#### 2. IFRS 関係（会計制度委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期
2012年9月 5日	意見	IFRIC 解釈指針案 DI/2012/1「特定の 市場で事業を行 う企業に対して公 的機関が課す賦課 金」に対する意見 について	平成24年5月31日にIFRS解釈指針委員会から、IFRIC解釈指針案DI/2012/1「特定の市場で事業を行う企業に対して公的機関が課す賦課金」が公表され、意見が求められました。 日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該解釈指針案に対するコメントを取りまとめ、平成24年9月5日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—

#### 3. 非営利・公会計（非営利法人委員会・公会計委員会）

該当事項なし

#### 4. 学校法人会計（学校法人委員会）

該当事項なし

## Ⅱ. 連絡広場

### 1. ワンポイントメッセージ

#### 包括利益の会計基準などの改正

平成 24 年 6 月 29 日、企業会計基準委員会は、「包括利益の表示に関する会計基準（企業会計基準第 25 号）」「四半期財務諸表に関する会計基準（企業会計基準第 12 号）」「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（企業会計基準適用指針第 14 号）」を改正しました。

改正された包括利益会計基準は、現行の取扱いを変更するものではないため、公表日（平成 24 年 6 月 29 日）以後に適用されます。主な改正内容は、下記の通りですので、ご注意ください。

①包括利益の開示は、当面の間、個別財務諸表には適用しない（包括利益会計基準 16-2）。

②組替調整額の開示について、為替予約の振当処理は、実務に対する配慮から認められてきた特例的な処理であることを勘案して、組替調整額及びこれに準じた開示は必要ない（包括利益会計基準 31（2））。

#### 【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館 6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703

以 上